

檜枝岐村漁業協同組合内共第27号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、檜枝岐村漁業協同組合（以下「組合」という。）、魚沼漁業協同組合及び伊北地区非出資漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第27号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕の尾数を合計5尾以内とし、5尾を超えた場合は、その場で放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな やまめ	檜枝岐村漁業協同組合内共第27号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①小白沢橋より上流域の只見川（支流を含む） ②奥只見湖片貝沢の次に掲げる点アと点イを結んだ線から上流の区域（支流を含む） 点ア 福島県南会津郡檜枝岐村字駒ヶ岳地内奥只見貯水池堆砂測定用横断標識右岸横断標識 NO.6 点イ 福島県南会津郡檜枝岐村字駒ヶ岳地内奥只見貯水池堆砂測定用横断標識左岸横断標識 NO.6 ③奥只見湖大津岐川の次に掲げる点アと点イを結んだ線から上流の区域（支流を含む） 点ア 福島県南会津郡檜枝岐村字駒ヶ岳地内奥只見貯水池堆砂測定用横断標識右岸横断標識 NO.6 点イ 福島県南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳地内奥只見貯水池堆砂測定用横断標識左岸横断標識 NO.6	4月21日 から 9月30日 まで

2 前項の公示は、第8条第2項に定めるこの組合及びこの組合が委託する分会内にあ

る遊魚承認証取扱所に掲示して行うものとする。

(漁具及び漁法の制限)

第4条 遊漁者（前条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、第7条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	竿数は、1人2本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こ い ふ な	1月1日から12月31日まで (ただし6月10日から6月20日までの期間を除く)
う ぐ い	1月1日から12月31日まで (ただし5月25日から5月31日までの期間を除く)
い わ な や ま め	4月21日から9月30日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第6条 前条に規定する期間であっても、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域
1 福島県南会津郡只見町地内の電源開発株式会社大鳥発電所堰堤上流端より上流500メートルまでの区域
2 福島県南会津郡檜枝岐村地内の電源開発株式会社南沢取水路注水口中心から半径50メートルまでの区域
3 福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所1号放水口（2つある放水口のうち上流側）より上流300メートルまで及び下流600メートルまでの区域〔電源開発専用道路内上大鳥橋上流端より上流410メートルから下流490メートルまでの区域〕

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第7条第2項に定める場所に掲示してするものとする。

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い い わ な や ま め	15センチメートル
ふ な う ぐ い	7センチメートル

2 前項の表の左欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
こ い ・ ふ な う ぐ い ・ い わ な わ か さ ぎ ・ や ま め	竿 釣	1日 1,050円 (取扱所) 1日 1,500円 (遊漁現場) 1年 4,500円 (取扱所)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

様式（１）

遊漁承認証

表

裏

遊漁承認証 NO. 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	住所 氏名
承認期間 魚 種 漁具漁法 遊漁区域 遊 漁 料	
写 真 添 付	
発行者 檜枝岐村漁業協同組合 ㊞	

注 意 事 項
1 2 3 4

様式（２）

漁場監視員証

表

裏

漁場監視員証 NO. 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
監 視 員	住所 氏名
有効期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
発行者 檜枝岐村漁業協同組合 ㊞	

注 意 事 項
1 2 3 4

附 則

1 この規則は福島県知事の認可の日から施行する。

ただし、第5条の規定は、知事が別に定める日から施行する。

(平成26年9月26日 認可)